

健都レールサイド公園及び吹田市立健都ライブラリー指定管理者候補者選定 採点表

団体A

分類	選定基準・評価項目	配点		評価点				
		内訳	小計	ア委員	イ委員	ウ委員	エ委員	オ委員
管理運営方針	管理運営方針を理解した提案であること							
	市民の平等な利用が確保され、公園やライブラリーの『健康に「気づき」、「楽しみ」ながら「学べる」』というコンセプト、管理運営方針を十分に理解した提案がなされているか	4	4	2	4	4	3	2
事業全体	健都が目指す「医療イノベーションと新しいライフスタイルで健康寿命の延伸をリードするまち」の達成に向けた事業提案であること							
	公園とライブラリーが隣接することを活かした、両施設を一体的に活用した取組が具体的に提案されているか	5	15	2	4	4	2	4
	利用者の健康寿命延伸（生涯活躍）をめざし、利用者自らが主体的に健康づくりに取り組むことができるような講座やイベント、研究機関や大学と連携した健康情報データの分析や利用者に対する見える化、健康医療に係る共同研究の実施等、他では見られない健都ならではの新たな取組について積極的に提案がなされているか	5		2	5	5	2	2
	公園やライブラリーの魅力を発信するための効果的な周知・広報活動の手法の提案がなされているか	5		4	5	4	2	5
管理運営に関する業務	健康増進及び利用促進等に関する業務							
	公園やライブラリーを活用し、健康づくりや循環器病予防、介護予防等、健康・医療に関するテーマの講座、講演会等を開催するとともに、利用者の健康増進や運動の実践につながるようなプログラム等を計画しているか	5	20	2	5	5	2	4
	国立循環器病研究センター、国立健康・栄養研究所、市立吹田市民病院、駅前複合施設（VIERRA岸辺健都）、高齢者向けウェルネス住宅（patona吹田健都）、多目的スポーツコート（Sportivo）等の健都内各事業主体や、健康づくりやスポーツ、介護予防に取り組んでいる市民や住民団体等との連携・協働による講座や健康プログラム、イベント等を計画しているか	5		2	4	4	2	2
	公園やライブラリーが、多くの方々に気軽に利用され、健康への気づきや多世代交流の場となるよう、利用者の増加やにぎわい創出を目的とした講座、生涯学習講座、プログラムや市民参加型イベント等を計画しているか	5		2	4	5	2	5
	健康応援コーナーにおいて、適正かつ効果的な機器等の配置を行うとともに、利用者の健康づくり等の実践につながるような工夫を行っているか	5		4	5	5	2	4
	施設及び設備の適切な維持管理等 ※1							
	公園について、植栽など中・長期を見据えた維持管理を行い、良好な景観を保持するとともに、市民等の多様な主体による管理運営の促進に向けた公園協議会等を通じ、あらゆる世代の利用者にとって居心地がよい取組が提案されているか	8	16	6	6	8	4	8
	ライブラリーが、適切に人員を配置して、適正かつ質の高い管理を行い、あらゆる世代の利用者にとって安心して安全に利用できる施設になる取組が提案されているか	8		6	6	2	2	4
自主事業に関する業務	公園及びライブラリーの目的にあった自主事業であること							
	利用者の健康寿命の延伸に資することはもとより、多世代交流やにぎわいづくりに向け、公園及びライブラリーの機能（健康カフェや0系新幹線を含む）を活用した民間のノウハウや創意工夫を生かした積極的な提案がなされているか	10	10	8	10	8	4	8
管理運営体制	適切な管理運営体制であること ※1							
	公園及びライブラリーの管理運営を円滑かつ適切に遂行することが可能な管理運営体制となっているか	10	15	4	6	8	2	6
	防犯や防災、事故防止等、利用者の安全確保策及び事故発生時、災害時その他緊急時の危機管理体制や、個人情報保護をはじめとする情報セキュリティ対策が十分にとられているか	5		4	4	4	2	4
収支計画	収支計画に関すること ※1							
	法人等（グループにあっては代表法人等）の経営状況（財務基盤）が安定しているか	3	5	2	2	3	2	2
	コスト削減の方策について具体的であり実現可能なものが示されているか	2		1	1	1	2	1
実績	類似施設の指定管理の実績							
	類似施設の指定管理の実績があるか ア 公立図書館、イ 公園、ウ 健康増進や介護予防施設・スポーツ施設等（ア～ウそれぞれで実績が一つ以上あれば1点加算、さらに複合型施設であれば2点加算）	5	5	4	4	4	4	4
見積額	指定管理料の提案見積額							
	指定管理料の提案見積額が他の提案と比較して安価であるか 評価点＝評価基準点（10点）×応募者中最低見積額／提案見積額	10	10	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
合計 ※2		100	100	65.00	85.00	84.00	49.00	75.00

※1 各評価項目のうち、1項目以上において過半数の委員が0点の評価となった場合、失格となります。

※2 各委員の評価点数の合計の平均点が100点満点中、60点に満たない場合は、指定管理者候補者及び次点者に選定し